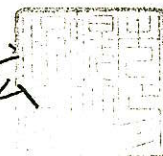


札幌市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月12日

札幌市長

秋元克広



札幌市条例第29号

札幌市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する
条例の一部を改正する条例

札幌市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第53号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第13条第1項中「18日」の次に「(1月の日数(札幌市の休日を含める条例(平成2年条例第23号)第1条第1項各号に掲げる日の日数を除く。)が20日に満たない場合にあっては、18日から20日と当該1月の日数との差に相当する日数を減じた日数)」を加える。
- (2) 第17条の3第1項中「、第12条」を削り、同条第2項中「、第7条及び第12条」を「及び第7条」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第13条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。